

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(Enterprise Cloud1.0サービス) 【現改比較表】2021年12月8日現在	
～2021年12月7日	2021年12月8日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(Enterprise Cloud1.0サービス) 第1章～第2章 (略)	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(Enterprise Cloud1.0サービス) 第1章～第2章 (略)
<p>別記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 Oracle関連メニュー(Oracle SE ONE、Oracle SE RAC、Oracle EE RAC(別紙1-2及び別紙2の① コンピュート/Databaseライセンス及びAP Serverライセンスに定めるものをいう)</p> <p>2.1～2.14 (略)</p>	<p>別記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 Oracle関連メニュー(Oracle SE ONE、Oracle SE RAC、Oracle EE RAC(別紙1-2及び別紙2の① コンピュート/Databaseライセンス及びAP Serverライセンスに定めるものをいう)</p> <p>2.1～2.14 (略)</p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p><u>2. 15 契約者はOracle SE ONE、Oracle SE RAC、及びOracle EE RAC(別紙1-2及び別紙2の① コンピュート/Databaseライセンスメニュー、以下本項において本メニューといいます。)について以下の行為を行うことができないものとします。</u></p> <p><u>(1) 契約者又と当社の間で、本メニューの提供又は販売に関する別段の合意がある場合：本メニューをNTTグループ会社に再販すること。ただし、2021年12月8日の時点で既に利用にされているものに限り継続利用が認められます。</u></p> <p><u>(2) 契約者がNTTグループ会社の場合：本メニューを利用すること。ただし、2021年12月8日の時点で既に利用されているものに限り継続利用が認められます。</u></p> <p><u>当社が本項の違反を確認した場合、当社は共通編第17条に基づき本メニューの利用を停止することがあります。</u></p> <p><u>NTTグループ会社は、日本電信電話株式会社が直接又は間接に議決権の過半数を有する会社が該当します。</u></p>